

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
3 年 第 4 号	3. 1 0. 7	<p>所得税法第 56 条廃止を求める意見書採択に関する請願</p> <p>日本国の税制は、所得税法第 56 条の規定により、事業主の家族従業者の「働き分」（自家労賃）を必要経費として認めないことを原則としている。事業主の所得から控除される親族の働き分は、配偶者が 86 万円、配偶者以外の親族が 50 万円である。自営中小業者の配偶者である業者婦人は自ら家業に携わりながら家事・育児・介護と休む間もなく働いているのに、所得のうえでは非常に低い評価しかされていない。</p> <p>週に 2 日は休みながら家業に専念すると仮定すると、配偶者の働き分は茨城県の最低賃金 851 円(令和 2 年 10 月 1 日以降適用)に換算して 1 日 3.7 時間分、配偶者以外の同居親族は同 2.1 時間分である。中小自営業者の配偶者と同居親族はどんなに長時間休みなしで働いたとしても 1 日 2～4 時間分しか賃金が支払われないということになる。これでは社会的にも経済的にも全く自立できず後継者を確保することもできない。</p> <p>たしかに、税法上の原則である「白色申告」ではなく「青色申告」と呼ばれる申告のしかたをすれば自家労賃を経費にすることができる。しかし、現在はすべての事業者記帳義務が課せられて青色申告と白色申告との間の違いは少なくなっており、申告のしかたによって同じ労働に対する対価を経費として認めないとする制度自体が矛盾しているのではないかと私達は考えている。</p> <p>2016 年 2 月には、国連女性差別撤廃委員会で家族経営における女性の労働を認めるよう所得税の見直しを検討することが勧告された。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国といった国々も自家労賃を経費として認めており、所得税法第 56 条が世界の流れから取り残されていることは明らかだと思う。また、日本税理士会連合会は「平成 29 年度税</p>	茨城県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 柿沼 洋子 外 415 名	山 中 たい子 江 尻 加 那	防災環境 産業	不採択

制改正に関する建議書」で所得税法第 56 条の見直しを求めており、2018 年 6 月に発表された「平成 31 年度税制改正に関する建議書」においても所得税法第 56 条の見直しを求めていると解することができる記述がある。日本弁護士連合会も 2017 年 11 月に発表した税制改正に関する意見書で、家族従業者に支払う給与を経費に算入することを原則とするよう専従者給与制度の見直しを検討することを求めている。国会では経済産業大臣や財務大臣が廃止に向けた検討を始めたと答弁している。茨城県内ではつくばみらい市、石岡市、土浦市、つくば市の 4 市議会と阿見町議会が、全国では 11 県を含む 557 の自治体(令和 3 年 9 月 18 日現在)が所得税法第 56 条見直しの意見書を採択して国に提出している。

平成 28 年 3 月に策定された茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)の「施策の方向 4 商工業等の自営業における働きやすい環境の整備」には「1 意識啓発の促進 家族従業者として働く女性が果たしている役割の重要性が正しく評価されるよう、意識啓発を促進します。」と記載されている。また平成 27 年に閣議決定された国の第 4 次男女共同参画基本計画に、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と記載されている。私たちは制度の裏付けがあつてこそ家族従業者として働く女性が果たしている役割の重要性が正しく評価されるようになるし、自らの働き分が正当に認められることがその一環になると考えている。自家労賃を認めることは中小業者の経営支援になるし、国や県が進めている男女共同参画社会作りの前進に税法や社会保障の面で大きく貢献することはまちがない。

貴議会におきましても、主旨を十分にご理解頂き、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出して頂きたく請願する。

記

- 1 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を採択し、国に提出すること